

V

委員会活動

選挙管理委員会

委員長 和氣 久美子
(香川県立保健医療大学)

選挙管理委員会は、公益社団法人香川県看護協会(以下、本会とする)定款細則第16条、第17条第1項、第3項及び本会の選挙及び選挙管理委員会に関する規則等に基づいて設置された委員会で、5名(保健師、助産師、看護師)の委員で構成され、選挙を公明かつ適正に行うために活動している。本会の選挙管理委員会の活動内容としては、役員、推薦委員、日本看護協会の代議員及び予備代議員の選挙の公示と各立候補の受付を行うこと、推薦委員会からの推薦候補者名簿の受理や候補者の公示、定時総会における選挙の管理などを行うことである。現在の選挙管理委員会における役割は、香川県看護協会が社団法人から公益社団法人に移行したことに伴い、変更されたものである。

2015年度から2023年度までの10年間における委員会活動(年間2回開催)として、以下の1～4について実施した。

- 1 役員、推薦委員、代議員の選任に関する行程表によりスケジュールを確認
- 2 選挙の公示及び立候補の受付について公示
- 3 役員の辞任に伴う役員の立候補について追加公示
- 4 推薦委員会から候補者名簿を受け取り、推薦書・承諾書・略歴の確認

本会の選挙管理委員会が取り扱った2015年度～2023年度に公示された改選役員の内訳はすでに発刊されている「かがわ看護だより」を参照していただきたい。選挙により、理事として、会長(代表理事)1名、副会長2名、専務理事1名、常任理事3名、第1～第7支部理事(各1名)、全支部理事(准看護師)1名、職能理事(保健師、助産師、看護師Ⅰ、看護師Ⅱ)各1名が選任される。理事の任期は、選任後2年(選任後6年を超えて就任できない)とされているため、毎年、改選が必要な役員について、選挙が行われる。なお、毎年、改選役員選挙に合わせて翌々年度の日本看護協会代議員(7～8名)・予備代議員(10名)選挙も行っている。また、総会において、理事に加え監事(本会の業務運営に精通した者2名)の選任の決議を行っている。

選挙管理委員会は、役員に立候補しようとする者(正会員10名以上の推薦を受けて選挙管理委員会に定時総会の3か月前までに届け出る)の名前と推薦名簿を総会の30日前までに会員に発表しなければならないとされており、推薦委員会から候補者名簿を受け取り、推薦書・承諾書・略歴を確認している。選挙の公示内容や改選候補者の紹介は、香川県看護協会のホームページや広報誌「かがわ看護だより」に掲載することになっている。現在は、2025年に開催される定時総会において、2025年度改選役員(9名)および推薦委員(3名)と2026年度日本看護協会代議員(8名)・予備代議員(10名)の選挙を実施するための立候補並びに推薦の受付を行っている。

選挙管理委員の任期は、総会終了の翌日から次年度総会終了の日までの1年間と短い。5名(保健師、助産師、看護師)の委員がこれまでに選挙管理委員を経験しているとは限らないため、委員としての責務を遂行できるように、お互いに連絡相談しながら、内容を理解し進めている。今後も、厳正な選挙管理がなされるように、推薦委員会との連携を図り、看護協会の運営に携わる候補者の選挙に関する業務が円滑に進むように責務を遂行していきたい。

推薦委員会

委員長 蓮井 磨紀
(高松市健康福祉局 長寿福祉部 長寿福祉課)

推薦委員会は、公益社団法人香川県看護協会定款細則第 25 条第 2 項、第 7 項及び公益社団法人香川県看護協会役員等の推薦及び推薦委員会に関する規則等に基づき、役員、推薦委員、日本看護協会の代議員及び予備代議員の候補者の推薦を公正に行うことを目的に活動している。

推薦委員は定款細則第 25 条第 4 項の規定に基づき、総会において正会員から選任され 6 名(保健師 1 名、助産師 1 名、看護師 4 名)で構成されている。委員の選出は、半数ずつを 1 年毎に交互に選出するものとし、再任はできない。

推薦委員会の任務は以下のとおりである。

- 1 改選役職名と人数の確認
 - 2 ホームページでの推薦開始の案内
 - 3 推薦書の受理
 - 4 必要時における再度の推薦依頼(改選定数の候補者の確保ができていない場合)
 - 5 被推薦者の推薦承諾の確認
 - 6 候補者から提出された書類(履歴、抱負等)内容の確認
 - 7 候補者名簿の作成
 - 8 確定した役員、推薦委員、日本看護協会の代議員及び予備代議員候補者名簿の選挙管理委員会への提出
- 推薦委員は上記の任務を遂行するため、選挙管理委員会と連携を取りながら、活動している。

今後においても、推薦委員会は、役員、推薦委員、日本看護協会の代議員及び予備代議員の候補者の推薦を公正に行い、任務を全うできるよう鋭意取り組んでいきたい。

教育委員会

委員長 石川 祐樹

(独立行政法人労働者健康安全機構 香川労災病院)

香川県看護協会の教育理念は、「自らのキャリア形成を図り、その社会的責務が果たせるように継続教育を支援する」である。看護専門職として、自己の責任における継続的な研鑽により、多様なヘルスケアニーズに対応できる看護実践能力の向上を図ることを目的としており、「論理的思考と正確な技術、知識をもとに看護の本質を追究する」「看護職一人ひとりが、多様な場で働くことができる安全かつ質の高い看護実践能力を養う」「看護実践に活用できる研究的・科学的な思考ができる能力を養う」「専門職として倫理的感性を磨き、倫理的判断能力を高める」「社会の変化や現状に対応できる看護管理者に必要なマネジメント能力を高める」の5点を目標としている。

教育委員会では、看護の専門性を高め、質の向上に向けた研修の企画・実施を目標に掲げ、地域や社会で活躍する看護職のニーズや求められる看護職の役割を把握し、自律的に学ぶことができるような研修を目指している。「2025年問題」に向け、2015年に公表された「看護の将来ビジョン～いのち・暮らし・尊厳をまもり支える看護～」を受け、地域包括ケアシステムや病院内外の多職種連携・チーム医療等についての研修を行い、人々の地域での療養生活を支えることができるような看護職の育成に取り組んでいる。クリニカルラダー研修では、それぞれの研修の企画内容に、「倫理」「意思決定」に関連した項目を設定し、演習等を通して関連付けて学びが深まるよう企画している。また、ステップアップが明確になるように、フィジカルアセスメント研修については、ラダーⅡ・Ⅲ・Ⅳの3段階で企画し、看護職のキャリアに応じた継続教育を実施している。

2020年1月に国内で初めての新型コロナウイルス感染症罹患者が確認されて以降、爆発的な流行により、集合研修が実施できない期間を経験し、研修の在り方は大きく変化した。感染拡大予防のためオンラインでの研修しか行えず、効果的な研修の企画・実施が難しいと感じることも多かった一方で、オンラインによる研修の利便性や可能性に気づくことができた。2023年には「看護職の生涯学習ガイドライン」が公表され、今までの「継続教育」から「生涯学習」へと研修の方針は変化した。看護職のライフイベントや価値観に応じて、仕事と生活の調和を図りながら自律的に学ぶことが求められるようになり、看護職の資質向上のみならず、キャリア形成支援を行うことが、協会で開催する研修にも求められている。現在は集合形式の研修がほとんどであるが、研修の内容によってはオンライン形式や、集合+オンラインのハイブリッド形式での研修を企画し、様々なライフイベントや働く場にある看護職が学び続けることができるよう環境を整えていきたいと考える。

また、DX(デジタル・トランスフォーメーション)が推進される中、2024年度より新たに研修管理システム「マナブル」を用いての研修のWeb申し込みが開始となった。受講した研修履歴についても管理できるため、キャリア形成・支援においても有効に活用できるシステムとなっている。今後も県内で活躍する看護職の「生涯学習」を支援し、社会から期待される看護職の質向上に寄与することができるよう、魅力のある研修を提供していきたい。

認定看護管理者教育運営委員会

委員長 香川 良江
(香川県立中央病院)

近い将来、わが国は超高齢化がさらに進展し、生産年齢人口が急減する社会を迎えると予測される。さらに疾病構造の複雑化や人々の価値観の多様化、働き方改革に代表される労働環境の変化など、社会情勢は急速に変化している。また、甚大な自然災害、新興感染症のパンデミックなど予測が難しく、社会全体に大きな影響を及ぼすような過去に経験のない脅威に晒される事態も発生した。このような中、多様なヘルスケアニーズを持つ個人、家族および地域住民に対して、質の高い組織的看護サービスを提供するために、看護管理者の役割はさらに拡大している。

香川県看護協会は1994年の認定看護管理者教育課程ファーストレベルの開講以降、段階的に認定看護管理者教育を拡大した。2025年3月末までにファーストレベルでは1,813名、セカンドレベルでは409名、サードレベルでは107名の修了者を輩出し、それぞれの現場で活躍している。

この10年間で最も大きな出来事は、2019年12月中国武漢から発生した新型コロナウイルス感染症ではないだろうか。この感染症は瞬く間に世界中に広がり、3年に及んだコロナ禍は我々の生活にも大きな影響を及ぼした。香川県看護協会が計画した多くの研修・イベント等が延期・中止になり、認定看護管理者教育課程にも影響があった。しかし感染対策に対する意識の向上や、オンライン研修の方法が一般的になったことなど、学んだことも多かった。

2018年認定看護管理者教育課程のカリキュラム基準改正に基づき、ファーストレベルに統合演習を教科科目に追加した。この目的は学習内容を踏まえ、受講者が所属する部署の分析を行い、取り組むべき課題を明確にし、対応策を立案できることである。各教科科目での学びを統合し、多角的な視点でそれぞれの現場を分析する能力は看護管理を学ぶ最初のステップとして重要なことと考えられる。

また2019年からセカンドレベルでは統合演習において、地域連携を理解するため他施設への実習を行い、見学実習後グループワークと発表を実施することとした。地域包括ケアの推進において、医療・介護・福祉等のあらゆる場で幅広く活躍する看護職は連携の中心的役割を担っている。看護管理を学ぶ受講者がセカンドレベルにおいて実習を行うことにより、医療・生活支援を含む幅広い専門性を発揮する看護職が地域包括ケアシステムにおいて効果的に活躍できると考える。

認定看護管理者教育運営委員会は、香川県看護協会が開講する認定看護管理者教育課程ファーストレベル・セカンドレベルにおいて委員が統合演習の支援者として直接支援を行っている。この活動は、受講者が組織的看護サービス提供上の諸問題を客観的に理解するとともに、看護管理者の役割・活動を理解したうえで創造的に自らの活動を検討できる力を身につけることに寄与している。

2023年からは認定看護管理者教育課程の各レベルについて募集要項を一覧表にまとめて発表し、開催時期や選考方法、選考基準、受講料、提出書類等を明確に示した。これによって各施設が看護管理者教育について計画的に検討することが期待できる。また看護管理を目指す応募者が余裕をもって事前課題に取り組むことが可能になった。

香川県看護協会は四国で唯一、認定看護管理者教育課程すべてを学べる施設であり、香川県内はもとより近隣の看護管理者教育を担っている。認定看護管理者教育運営委員会はこの役割を十分に理解し、今後も優秀な看護管理者の育成に貢献していく。

安全管理ネットワーク委員会

委員長 出口 等史
(香川県立中央病院)

香川県看護協会では、大病院・中小規模病院・診療所・福祉施設等の医療安全ネットワークを構築することを目標とし2011年に安全管理ネットワーク委員会を設立した。これまでの活動状況は1)医療安全管理者間のネットワークのあり方検討、2)医療安全管理者養成研修演習運営と評価について、3)医療安全管理者フォローアップ研修運営と評価、4)効果的な医療安全情報の発信について活動している。

医療安全管理者養成研修運営・評価については、2019年からeラーニングでの講義が主体となり、2020年に新型コロナウイルス感染症の拡大により、集合研修も一時的にリモート形式となった。現在は集合研修を再開することができているが、eラーニングに加えてリモート研修という選択肢が加わり、研修会のあり方も徐々に変化しており対応が必要である。医療安全管理者のフォローアップ研修では、受講者の活動計画に基づいた実践報告会を行い、それに加えて訪問看護ステーションや介護施設、調剤薬局など病院以外のスタッフと情報交換を行って、医療安全の質担保にむけた連携のあり方を検討してきた。しかし、受講者の部署移動や医療安全管理者としての実績機会がなく、活動計画に基づいた実践報告の提出が減少、新型コロナウイルス感染症拡大も重なって参加者も減少した。2023年の医療安全管理者フォローアップ研修の評価として、この研修会の必要性と内容について再検討した。2018年より医療安全対策地域連携加算が制定され、各病院が相互評価を行うようになって医療安全管理者の交流は以前に比べると増えている。本委員会でも医療安全管理者間のネットワークのあり方検討として、それぞれの病院での課題や工夫について話し合い、自院での活動ヒントとしてきた。医療安全管理者養成研修終了後、医療安全管理者となった受講生は、それまでの各病院、施設が構築してきた医療安全体制をベースに、その質を維持し改善に向け努力している。このような中「おひとりさま医療安全管理者」という言葉が安全研修では使われ、医療安全管理者は孤独であり、判断や行動に自信が持てない感覚をネットワーク委員も共通で感じていた。そこで、香川県下の医療施設および介護保険施設の医療安全管理者業務を担当している職員を対象に、気軽に話し合え疑問や悩みの相談ができる交流の場を作り、病院、施設間で相互支援の機会となることを目的に「医療安全管理者交流会」を企画した。2024年11月に35医療施設から42名の医療安全管理者業務の担当者が参加し、交流を通じて新たなネットワークの構築、情報の共有を行った。参加者のアンケートでは「普段聞くことができない疑問や不安を話し合えた」「交流会で相談できる関係ができた」「交流会の継続をお願いしたい」といった意見があり、満足度が高い有意義な交流会となった。看護師に限らず、コメディカルで医療安全管理者として活躍されている現状もふまえ、職種も超えた視点で医療安全の質担保にむけた連携のあり方を今後も検討していきたい。

医療施設および介護保険施設の規模や設備は違っていても提供される医療、サービスの内容に大きな差はない。医療の土台となる医療安全、患者安全対策においても病院、施設間で差がなく標準化されることが理想である。香川県下の医療安全文化の醸成に向け今後も働きかけていく。

災害看護対策委員会

委員長 妹尾 陽子
(三豊市立みとよ市民病院)

災害看護対策委員会は、香川県看護協会の特別委員会として活動している。

災害支援ナース育成研修の企画・運営、災害支援ナース募集に向けた広報、災害支援ナースフォローアップ研修の企画・運営、災害時受援マニュアルやハンドブックの作成や見直し、香川看護協会の災害時携行品・備蓄品の点検などを毎年実施している。

1995年の阪神・淡路大震災以降、日本看護協会と連携し、大規模災害時に被災地に赴き活動できる「災害支援ナース」の育成と支援のための活動を積極的に行ってきた。しかし、これまでの災害支援ナースの派遣は、日本看護協会の活動として、法令等の根拠が無く、ボランティア活動と位置づけられ、手当が支給されない、事故補償が曖昧である等の課題があり、活動が不安定であるとともに、活動参加の制約になっていた。

このため、2024年度以降、災害支援ナース(災害・新興感染症対応)の養成をDMATやDPATと同様に、厚生労働省が実施することとし、改正医療法の「災害・感染症医療業務従事者」と位置づけられることとなった。都道府県・医療機関の協定に基づく業務と位置付けることにより、災害救助法・改正感染症法の規定に基づき、派遣に係る実費は公的に負担され、災害支援ナースに係る業務は「医療機関における業務」として安定的かつ安心して実施できる環境として整備された。災害支援ナースとは、被災地等に派遣され、地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えることを行う看護職員のことであり、厚生労働省が実施する災害支援ナース養成研修を終了し、厚生労働省医政局に登録されたものの総称で、香川県では現在125名の災害支援ナースが登録されている。

学会委員会

委員長 近藤 三枝

(※独立行政法人国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センター附属善通寺看護学校)

学会委員会は、看護研究に関する能力の拡大と学会の企画運営、看護研究の啓発を目的に 1990 年に発足し、看護研究に関する諮問事項を担当するようになった。2024 年度現在、学会委員会は 8 名で活動を行っている。活動内容は、大きく分けて「香川県看護学会の企画・運営」と「香川県看護学会誌発行」の 2 つである。学会開催に向け、学会テーマ・特別講演等の企画、また学会スケジュール・プログラム枠組み等を決定する。2019 年度までは 1 日かけて学会を開催していたため、ランチョンセミナー・シンポジウムも企画も行っていましたが、コロナ禍以降、現在は半日開催となっているため行っていない。それと同時に応募された抄録の選考と、口演・示説の群分けを行っている。学会終了後は、学会誌論文の査読を 2 回実施し、校正を行うとともに、次年度の学会に向けての準備を行っている。

香川県看護学会は、2024 年に第 39 回を迎えるまでに至っている。2015 年から 2024 年の 10 年間の発表総数は、口演 104 題・示説 66 題である。第 38 回(2022 年)からは、実践報告部門を採用しており、それぞれの施設での取り組みを共有することができ、実践場面で活用できる発表として今後も継続希望がある。第 37 回(2021 年)はオンライン開催、第 38 回(2022 年)はハイブリッド開催とした。オンライン開催(Live 配信・YouTube 配信)では参加人数は 596 人となり、会員をはじめ看護学生も多数の参加があった。当日、会場への来場が困難であっても、会員の方々が研究発表に興味関心を持って頂いていることがわかる。これら全て、日常業務をしながら応募いただいた会員の方々、学会開催にあたりご尽力くださった関係者の皆様のお陰であると感謝している。

香川県看護協会は、看護に関する専門的学術の研究に努め、もって県民の健康と福祉の向上に寄与することを目的としており、看護研究は継続して研修が行われてきた。さらに、看護教育の充実、教育と臨地との共同研究、各施設での外部講師による指導などにより、研究の質が向上してきた。香川県看護学会誌は、第 1 巻から ISSN 日本センター(国立国会図書館)へ寄贈している。第 4 巻からは国立研究開発法人科学技術振興機構へも寄贈しており、第 14 巻(2024 年)まで継続している。このことは、日頃の皆さま方の看護研究の取り組みとその成果が第三者に評価されたことであり、誇りに思う。現在、学会誌は香川県看護協会ホームページに PDF ファイルで掲載している。さらに検索誌・医学中央雑誌の収録誌の 1 つとなり、実践現場等の参考・引用文献として活用されている。香川県看護学会誌が多くの方々の目にとまり、導き出した研究成果が看護実践にも活用され、看護の質向上につながることを願っている。

最後に、学会委員会は香川県看護学会の開催と香川県看護学会誌の発行が、「研究能力の向上や研究結果の活用」につながり、さらに看護実践の質向上に結びつき、対象者にすぐれた看護が提供できるように取り組んでいきたい。

※担当時所属

社会経済福祉委員会

委員長 井内 陽子
(独立行政法人国立病院機構 高松医療センター)

2012年度、「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」(以降ガイドラインと称す)が示され、全国で普及等の実態調査が行われた。香川県においても現状調査が必要と考え、2016年度の重点事業である看護職の労働環境の整備の推進に向けた取り組みとしてガイドラインの11項目の実施状況の調査を行った。調査結果は、2017年度にかけて検討し、看護職の労働環境改善に対する課題に対し、看護の現場にボランティアの力を取り入れる工夫など具体的な提案を行った。

また、2012年度から継続して取り組んでいる「働き続けられる労働条件・環境づくり支援事業」をさらに推進するために、看護職のワーク・ライフ・バランスに関するフォーラムに参加するなど、委員会として労働環境改善に向けた具体的な課題を共有した。そこで、2018年度には、厚生労働省から示された「働き方改革全体の推進」における「働き過ぎを防ぎながらワーク・ライフ・バランスと多様で柔軟な働き方の実現のための取り組み」を受けて、残業時間、勤務間インターバル、年次有給休暇について実態調査を行った。その結果、看護補助者との協働や応援体制、業務内容の見直しを行うことによる残業時間の減少、計画的有給休暇の取得等、各施設において課題解決に向けた取り組みが考えられていることがわかった。年次有給休暇については、労働基準法の改正により、2019年4月からすべての企業において、年10日以上有給休暇が付与される労働者に対して、5日は使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられた。この法改正後の現状を把握することを目的に、2020年度は、年次有給休暇取得と時間外勤務の実態調査を行った。その結果、年次有給休暇は5日以上取得できていたが、一方で、他のスタッフに負担がかかる、人員不足など取得しにくい環境であると看護師が感じている現状も明らかとなった。

2021年度からは、日本看護協会から出された「就業継続が可能な看護職の働き方の提案」(5つの要因と10項目の提案)をもとに、労働環境改善に向けた現状把握と情報発信を目的に実態調査を行った。2021年度は、5つの要因の一つである夜勤負担に関する調査、2023年度は、もう一つの要因である時間外労働の中の可視化されていない時間外労働に関する実態調査を行った。夜勤負担に関しては、夜勤回数だけでなく仮眠の時間や環境の実態を、時間外労働に関しては、始業前や持ち帰りといった可視化されていない時間外労働の実態を把握し、現状と課題を情報発信することができた。委員会が各年度に実施した調査において、数値だけでなく、現場で働く看護代表者、看護管理者、看護師一人ひとりの意見を収集することを重要視してきたことは、働き続けられる労働条件・環境づくり支援に対し有意義であったと考える。

この10年の間には、新型コロナウイルス感染症の流行による未曾有の危機が世界中を襲い、日本中そして香川県においても、過酷な労働環境の中、現場の看護師たちが尽力した。そのコロナ禍を経て、再度2040年問題が喫緊の課題となる中、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づく基本指針が約30年ぶりに改定され、2023年10月に告示された。この基本指針の改定を力にして、看護職の資質向上や処遇改善、労働環境の改善にさらに取り組んでいけるよう、委員会としての活動を進めていきたい。

ナースバンク委員会

委員長 金香 真由美
(社会福祉法人恩賜財団済生会支部 香川県済生会病院)

2024年現在のナースバンク委員会は、5名の委員で構成されており、年間10回程度の委員会を開催している。その活動は主に、香川県看護協会誌「かがわ看護だより」『ナースセンターからのお知らせ』の編集、離職防止対策・潜在看護職員の就業支援、ナースセンターおよび看護補助者のリーフレットの改訂・制作に取り組んでいる。ナースセンターニュースとして2023年6月より発行してきたが、2021年4月よりかがわ看護だよりに合併し、現在第127号まで発刊しナースセンターの登録者や医療関係者等に届けることができた。その内容としては、1.再就職・転職を検討されている看護職員や学生を対象にしたイベント情報の案内、2.臨床への職場復帰を希望される方を対象とした復職支援研修として看護力再開発講習会、3.ナースバンク・サテライト相談のお知らせ、4.看護職の確保・定着のための取り組みに関する病院紹介、5.各年度での看護職員確保状況の実態調査結果などの最新情報をより多くの方に届けられるように、委員会では試行錯誤しながら紙面づくりに取り組んでいる。2007年のナースセンターニュース第39号から「看護職確保定着のための取り組み」と題して県内の病院をシリーズで紹介している。2020年から2022年の間、コロナ禍においては病院訪問から紙面によるアンケート実施へ変更となったが、現在までに延べ45施設の取材訪問を実施し掲載することができた。

離職防止対策・潜在看護職員の就業支援としては、県下病院における看護職員の離職状況を把握し確保定着や就業の促進を図ることをねらいとし、病院および大学・看護師等養成所を対象に看護職員確保状況調査を行っている。委員会において、新卒看護職員の状況や離職防止対策など、情報を共有し意見交換を行うことで、個々の状況や特性に応じた支援や教育体制の整備、心理的安全性を担保した職場環境・風土の構築に向けた臨床と学校双方からの支援の必要性を実感している。また潜在看護職者の就業支援として、離職している看護職や悩みを抱えながら就業している看護職を対象としたナースCaféを実施している。悩みや思いは様々だが、看護に対する思いは同じであり、看護職への復職や就業継続の一助となるよう、継続して取り組み支援していく必要がある。

ナースセンターおよび看護補助者のリーフレットの改訂・制作においては、従来までのナースセンターのリーフレット内容を見直し、分かりやすいように改訂を行った。また看護補助者のリーフレットを新規作成し、無資格の方でも手に取っていただき看護補助者業務に関心をもってもらえるよう工夫した。

委員会活動の見直しのため令和5年度には46都道府県のナースセンター事業に関わる委員会等の実態調査を行い、今後の活動内容の示唆を得ることができた。ナースバンク委員会の活動に関し、これまでご理解とご協力をいただいた関係者の皆様に感謝すると共に、同じ志を持つ仲間が一人でも多くやりがいを見つけ働き続けられるように、今後も引き続き最新の情報を発信できるよう活動していきたい。

訪問看護推進委員会

委員長 山崎 千絵
(訪問看護ステーションやすもり)

訪問看護を取り巻く環境は、2025年、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、少子高齢化のさらなる進展、家族関係の弱体化、コミュニティの崩壊、所得格差等、健康上の課題だけではない。多くの社会的な課題がある中、訪問看護に期待される役割は以前にも増して大きくなっているが、訪問看護の人材育成、訪問看護の質向上への取り組みが課題となっている。

訪問看護推進委員会は、香川県看護協会が1984年に訪問看護検討委員会を発足し、1991年に現在の名称に変更となった。委員会の活動として、訪問看護関連の実態調査の実施と分析により現状や課題の把握を行い、課題の解決に向けた活動、訪問看護師の質向上に向けて取り組みを行っている。

医療と生活をつなげる訪問看護の連携モデルとなる事例集の作成、予防的観点における利用者ニーズと訪問看護導入推進に向けた研修会を実施し、医療機関や多職種へ訪問看護啓発活動を展開してきた。また、訪問看護に関わる制度は複雑であるため、2016年度から訪問看護ハンドブック「訪問看護にかかわる制度 お助け帳」の作成に着手し、県下の訪問看護ステーションに配布した。配布後の調査では4割の管理者が活用し、新任管理者に対しては研修会等支援が必要であることがわかった。

香川県内の訪問看護ステーションは急激に増加し、2015年に香川県下の訪問看護ステーションは59件であったが、2024年は151件となっている。香川県訪問看護推進実態調査では、小規模ステーションが大多数を占めており、新規開設事業所は訪問看護の経験が浅い管理者が増加していることが明らかとなった。訪問看護従事者の教育背景が様々であることや小規模ステーションでは教育担当者を配置することや外部研修への参加が困難な状況があり、香川県全体での訪問看護の質の向上を目指し香川版訪問看護クリニカルラダーの作成を開始した。

「ニーズをとらえる力」「ケアする力」「協働する力」「意思決定を支える力」のそれぞれに対応した研修会を実施し、訪問看護に必要な看護実践能力向上への取り組みを行ってきた。

本委員会では香川県版訪問看護クリニカルラダーの評価と再考を重ね、2021年には訪問看護ステーションでの活用を開始、活用報告および周知会実施に至った。今後も周知活動や活用方法への相談支援体制の構築が必要と考えている。

新型コロナウイルス感染症の蔓延、各地で起こる大規模災害を経て、BCP作成の義務化も施行された。診療報酬・介護報酬改定では質の高い訪問看護の必要性が重要視されており、個々のステーションで実践している看護について、更なる質の向上が求められている。

今後の生産人口年齢の激減を見据えて、少ない人材で効率的かつ質の高い訪問看護を展開するためには、訪問看護実践能力の向上とともに訪問看護ステーションの運営や連携・協働能力も必要であり、ICTの活用も不可欠である。

本委員会では定期的な訪問看護推進実態調査について、調査の内容や調査方法の検討を行い、実状把握や課題抽出に有効な調査となるよう尽力し、訪問看護連絡協議会と連携しながら課題解決に向けた活動を展開していきたい。

広報出版委員会

委員長 大西 美佳

(独立行政法人国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センター)

広報出版委員会は「かがわ看護だより」の発行を中心に活動している。看護協会と会員のコミュニケーションの場となるよう、各種委員会や各支部の活動状況や最新の情報提供を含め広報誌の充実を目指してきた。委員会は現在 6 名体制で活動しており、協会主催行事の取材・広報活動、様々な特集を企画し、「かがわ看護だより」を発行している。

「かがわ看護だより」の内容として、2020 年度には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、「新型コロナウイルス感染症に関する」ことこの連載を開始し、協会の取り組みや香川県からの委託事業に関する活動内容も紹介した。新型コロナウイルス感染症の影響により、協会の活動の中止が続いたが、2021 年度には規模の縮小や WEB 開催などの状況に応じた開催が行われ、協会の活動内容を紹介できるように活動を行った。現在は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5 類感染症」に移行し研修会や学会も対面での開催に変わってきた。そのため、現地での取材活動も可能となり、参加者の声を届けられるようになった。

2021 年度からは年 2 回「ナースセンターからのお知らせ」を掲載し情報を発信している。

「看護の心」普及促進としても、「看護の日・看護週間」記念行事の PR ラッピングバスによる普及啓発、出前授業・看護体験、第 1～第 7 支部活動による「まちの保健室」についても活動報告している。そして、ふれあい看護体験では、医療機関及び訪問看護ステーションにおけるふれあい看護体験の様子を通じて実施施設での取り組みやトピックスを紹介してきた。

また、「かがわ看護だより」の表紙の写真等を、会員の皆様に QR コードで公募し掲載をしている。

2024 年度から「かがわ看護だより」の発刊は年 4 回から 3 回へと変更となった。今後はホームページの充実を図り、さらに看護関連情報や協会事業活動の更新の発信にも取り組んでいきたい。

そして、今後もより多くの会員の皆様に興味を持って頂けるような広報誌の編集、ホームページの充実など広報活動に積極的に取り組んでいきたい。